

「京都府アルコール健康障害対策推進計画」の骨子（案）について（概要）

1 京都府アルコール健康障害対策推進計画について

（１）計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法第 14 条に基づく都道府県計画として策定

（２）計画の対象期間

平成 29 年度から平成 32 年度

2 基本的な考え方

（１）基本理念

- ・アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策の実施
- ・当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援を行う
- ・関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺対策等との有機的な連携

（２）基本的方向性

- ア 正しい知識の普及と不適切な飲酒を防止する社会づくり
- イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- ウ 医療における質の向上と連携の促進
- エ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

3 基本的施策

（１）発生予防（１次予防）

- ア 教育の振興
- イ 不適切な飲酒への対策
- ウ 飲酒運転防止
- エ 自死遺族に対する生活支援

（２）進行予防（２次予防）

- ア アルコール医療の推進と連携強化
- イ 健康診断及び保健指導
- ウ 人材養成

（３）再発予防（３次予防）

- ア 地域における相談拠点の明確化
- イ 家族支援体制の整備
- ウ 飲酒運転をした者に対する指導
- エ 社会復帰支援
- オ 民間団体の活動支援